

めでいたはずであります。それ引き継いだ鳩山大臣でありますけれども、単なる光と影論議だけでは済まないのではないか、私はこう思つております。

そういう中で、私の学校の先輩であります玉沢先生もおられます。勇退されるそうでありますて、与党的次席の理事、もちろんもう大臣をなされた方でありますけれども、私も野党の次席の理事となつておりますので、ちょっと関連してお話をさせていただきたいと思います。

ます。歌人であります。生まれは、今は盛岡市になりましたけれども、玉山村渋民であります。実は、原口さんの奥さんはその渋民の生まれであります。まして、石川啄木のお墓は、逢坂さんが選挙区の函館にあるわけなのであります。

「それで、御はこいしん一語も説んでおります
「はたらけどはたらけど猶わが生活樂にならざり
ぢつと手を見る」これは明治の時代であります。

は貧しかったわけであります、でも、今考えれば、平等に貧しかった。そういう中で、岩手の人間が頑張って生きていこうとすれば、明治でありますから、薩長闘争がありますので、賊軍といふこ

こかというと、そこは軍隊の中だということになります。

政治が社会をしつかりと支えるそういう思いがあつて、実は、岩手からは総理に、原敬、斎藤実、米内光政、これは東京と言う方もおりますが東条英機、南部藩地の息子でありますから我々にとっては岩手の人間だと思っております。それから鈴木善幸さんであります。私は、玉沢先生も総理になられて六番目、そして我が家からも総理になつて七番目、こう思つておるわけなのでありますけれども、そういう中で、何といつても政治が社会をしつかりと支えていくんだというその思いはやはり大事だと思います。

人先輩がおりまして、宮沢賢治であります。「雨ニモマケズ」であります。本当に率直に生きること、それが最も大事だ、こういうことなんでありますけれども、残念ながら、小泉内閣の構造改革といいますか、アメリカの新自由主義といいますか、そういう中で、競争原理あるいはまた規制緩和から始まりまして、市場重視の経済ということになつて、今現在それが破綻して、今石川啄木が生きていたら何と歌を詠むかであります。

その明治の時代と違つておるのは、今も大変低所得層が拡大しておりますけれども、また一方には富める者もおるわけであります。富める者と富まる者、持てる者と持たざる者、そういう意味の格差が社会に蔓延しつつあるのではないか。

大臣はよく言いますね、共生という言葉。国家と国家の共生は平和ということでありますか。人と自然の共生は環境でありますか。人と人との共生は、共同社会といいますか、そういうものを大事にすることだと思うのであります。どうも、そういうものからも何か離れているような骨太方針といいますか、そういうふうに見られるのであります。

それでは、もう一度、三位一体改革あるいはまた平成の大合併、これでだれが一番喜んだのだしようか。

○鳩山国務大臣　だれが喜んだかという御質問には、私は答える能力はありません。

例えば、三位一体改革というものが、三兆円の税源移譲とか補助金の削減、地方交付税の見直しがつきましたが、そういう非常に大胆な見直しがつきましたが、とりわけ国税から地方税に税源が移譲するなどということはあり得なかつたことですから、地方行財政改革、地方税財政改革と言つた方がいいのかな、その第二歩という評価はできると思うわけでございます。

ただ、その結果がかなり光以外に影の部分を生んだことは、もう毎日のようにここで御説明をしているところでございます。とりわけ、地方交付税の減額が急激であつたこともあって、財政力の弱い自治体にはしわ寄せが行つてしまつた、こうい

うふうに考へるわけです。

私は、当時の麻生総務大臣は、やはり三位一体改革に当然関与をされた、地方六団体の意見も二分にお聞きになつて、これがいいということで政策を実現されたと。しかしながら、地方の疲弊というものは、最近の経済、景気状況にもよりますが、非常に深刻であるということを、無役の時代、全国日刊一千万円事業にておこなつて

は二つ違つて、兄が学習院中等科の修学旅行で東北へ行つて買つてきした湯飲みに書いてあつたんですね。私はその二年後に渋民村に行つたときに、本当に感動しましたよ。これが日本だ、貧しいかも知れないけれども、ここには桃源郷の原点があるかもしれないないと。

全国百六十ヵ所講演をして歩く中でよく理解をされて、そして、麻生内閣ができたときに、私は総務大臣を拝命して大変光榮だつたと思っています。それは、二つとも也行はなくて

私は基本的にそういう考え方を持っていますので、影の部分と申し上げているのは、効率性を追求し過ぎて、人の心だとかゲマインシャフトに

市町村合併については、これはグラムニマイヒー
思っているんで、それはとにかく地方に行くた
びれてしまつて、地方を元気にするのがおま
えの仕事だという指示をいただいたわけでござい
ます。その後、あの一兆円の地方交付税の増額を
別枠でやつていただきしたことなどは、まさにそ
時の三位一体改革の影の部分を総理御自身が減
らしていこうと思われたことではないだろうか、
そう思います。

○黄川田委員 大臣、いろいろ御答弁いただきま
したけれども、私はやはり、影といいますか、國
の財政再建、もつと言えば、省庁でいえば財務省
が一番喜んだのかな、こう思うわけなのであります
。三位一体改革で税源移譲をやつたのだから、
今までにないことだというふうな形で大臣はたび
とづら話しあしましてねえど、まさに反、補力も全

「田林村合併についていきなれば、シナとトーナス」といふスと両方あるわけでござりますが、三千数百という基礎的の自治体の数が多く過ぎるというふうには私も思つておりますから、これが千八百というような数になったことについては十二分に評価をしたい。とりわけ、行政財政基盤の充実という意味では意味があつたと思つております。

しかしながら、両方の改革を通じて言えることば、これは確か、「行政改革内規」というので

削減ということになれば、これは財務省としての各省庁に対する財源の縛りですね。また一方、交付税ですよ、交付税。財務省は交付税にメスを入れることができたという部分があるのではないか。
か。こう思つておるわけであります。

小泉改革というは偉大な改革だつたけれども、どちらかというとドライな改革ではなかつたか、そこへウエットな部分が削られるという意味で考

事だと私は思つております。
それから、たびたび郵政民営化に関しては、個人の感想ではなくて大臣の答弁ということなんですが、しようがけれども、例えば、郵政に関しては影響があつた、悪い会社をよい会社にしたい、こういうふうな答弁であるとか、どうもいま、ここへ

この部分が出てきたという点はあるのではないかと
いうのが私の基本的な考え方でございます。
例えば、ふるさとの柳青める北上の岸辺目に見
ゆ泣けとごとくになどというのは実にウエットな

うふうな感じなのであります。が、この郵政民営化、具体的に何をしたいのか、麻生内閣として本音は何なのかということをお尋ねいたします。

んざん迷いましたが、やはり、小さくて効率的な政府をつくる、国家公務員の削減という大行政改革ということ、それから官から民への流れということ、自由な経営で良質なサービスが新しく提供されて発展していくべきいという思いがありましたが、最終的には賛成をしたわけでございます。

残念ながら影の部分として出てきておりますのは、私は、先ほど申し上げましたように、精神共同体の中心には特定郵便局長さんたちがおられた、その特定郵便局長さんたちが、今はもちろんただの局長と呼ばれるんでしようけれども、例えば集荷ができない、あるいは、顔の売れた配達員が、郵便事業会社の職員であるがために、郵貯や簡保のお金を預かることができないというようなことがありますね。

そのことは、郵政というのはみんなでつくってきた文化で、すごく地域に根づいていました。したがって、郵政に対する信頼というのは、国民的に言えば、もう戦前から絶対的なものがあつたからこそ、郵便局、あるいは特定郵便局とその局長さんたちあるいはその家族というのは、メインシャフト、地域文化の中心におられることが多かつた。そのことにやはりいろいろな形でひびが入ってきてるのは事実だと思いますから、何とかその辺を少しでも改善したい、こういふうに思っております。

また、具体的に言えば、これはまた言い過ぎると問題かもしれません、ゆうちょ銀行とかんぱ生命の場合、今の法律案どおりにいけば、十年の移行期間が経過すれば、完全に糸の切れたたになるわけですね。その二つの金融会社と局会社、郵便局といいうのははずと密接な関係がありますから、そういう連携のことも不安要因でございます。

官から民へというので、要するに、官のものを民に移す、すなはち、一般に言う払い下げと言われるものが全く不透明なたき売りになつてゐるわけでございますから、官から民へとただお題目のように唱えていると、逆に、えらい国民への大損害が起きることもある。こういう教訓を得ながら、かんぽの宿等の問題、これは皆さんと一緒に追及していきたいと思っております。

○黄川田委員 郵政の関係は、集中ということで当委員会でもあるでしようから、それはちょっとと移します。ただ、言っておきたいのは、総務大臣を二度された今、麻生総理が制度設計にかかわつた、これだけは間違いないことありますので、それからもう一つ、国民の財産、郵政の財産の処分であります。

先ほど言つたとおり、どうも小泉構造改革では、拝金主義者を日本国に多く出回るような形にしてしまつたんじゃないのか、こういう感じがするんですけど、日本社会の最もいいところは、やはり勤勉さ、まじめさ、しっかりやるんだと、自分だけが生きればいい、そういうところじやなかつたはずなのであります。

处分の仕方を個別具体にしっかりと吟味しながら、いかない、そういう点を私は思うのであります。それが、その点についてはどうでしようか。

○鳩山国務大臣 先ほど、最初の御質問でお答えをしましたように、偉大なる構造改革でございましが、そこで効率性の問題が一番中心の議題になりますので、公務員制度について残り時間お聞きしたいと思います。

人事院の方にお尋ねいたします。

去る二月三日、公務員制度改革に係る工程表が国家公務員制度改革推進本部において決定されましたので、公務員制度について残り時間お聞きしたいと思います。

○黄川田委員 それでは、もう残り時間が少なくなりましたので、公務員制度について残り時間お聞きしたいと思います。

○谷政府特別補佐人 御指摘のとおりなのでござりますけれども、人事院は、戦前の官僚制度の弊害への反省を踏まえまして、国家公務員は国民全体の奉仕者であると規定いたしております憲法第十五条に由来いたします公務員人事行政の中立公正性を確保するという責務とともに、国家公務員

それから、官から民へという流れについて、きょうも朝の予算委員会では、実際郵貯や簡保の金は官から民へ移つたのか、相変わらず国債ばかりじゃないかというような話がありました。確かに、シンジケートローン等に回つておるお金はごくわずかでございますが、官から民へという中で、結局あの嫌な問題があるわけですね。

官から民へというので、要するに、官のものを心になる、ウエットなものが排除されるというふうに私は思つてきたわけで、そうしたムードの中でも、拝金主義者という言い方はどうかとは思いますが、金を稼げさえすればいい、どんな手段でありますよ。それは、大体、公正な価格といふもわかりていらないやつというような批判記事がいんだから、それは定まつてゐるものではないので、人によってどれが公正であるかというのは違うんだ、立場によつて違うんだ、とすれば、何らかの競争をして出てきた価格、百九億円のことか何かわかりませんが、それが正しいんだというようなのを読みますと、いまだに、何かドライそのもので、マネーゲームですべて割り切れるようになって、マネーゲームがいるのかと思うと腹が立ちます。

○黄川田委員 それでは、もう残り時間が少なくなりましたので、公務員制度について残り時間お聞きしたいと思います。

人事院の方にお尋ねいたしました。

去る二月三日、公務員制度改革に係る工程表が国家公務員制度改革推進本部において決定されましたので、公務員制度について残り時間お聞きしたいと思います。

○谷政府特別補佐人 御指摘のとおりなのでござりますけれども、人事院は、戦前の官僚制度の弊害への反省を踏まえまして、国家公務員は国民全体の奉仕者であると規定いたしております憲法第十五条に由来いたします公務員人事行政の中立公正性を確保するという責務とともに、国家公務員

の労働基本権が制約されておりますことに伴います代償機能を担いますために、国家公務員法におきまして、内閣から独立した中央人事行政機関として設けられておるところでございます。

人事院といたしましても、今般の国家公務員制度改革基本法に基づいて公務員制度の改革を実現するということの重要性につきましては十分認識しておりますところでございまして、例えば内閣人事・行政管理局の設置に関しましては、幹部人事法の趣旨にかんがみまして、幹部職員の給与の格付機能を内閣へ移管することなど、人事院の責務を果たしますために必要な機能を損なわないぎりぎりの範囲での御提案も行つておりますし、また、工程表の課題のうち、給与制度の検討など人事院として取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、御指摘ございましたように、この工程表には、次に申し上げますように、重大な問題点が含まれておると考えております。

まず一つは、工程表に掲げられておりますように、任用、採用試験、研修の中立公正性確保に関する基準設定等の機能を内閣人事・行政管理局に移管いたしまして、人事院は事後チェック機能にどどめるということとしておりますが、そういたしますると、内閣から独立した中立第三者機関でございます人事院に任免の基準設定などを担わせるところで公務員の人事管理の中立公正性を制度的に保障しております現行制度の基本的な枠組みが大きく損なわれるおそれがございます。

それからまた、工程表におきましては、級別定数の設定主体を人事院から使用者でございます内閣人事・行政管理局に移管することとされております。こういたしますと、俸給表の何級を職員に適用するかという基準を使用者が決定するということになつてしまいまして、労働基本権制約のもとで給与制度の運営に全責任を持つこととされております人事院といたしましては、責任を持つて

給与制度を管理、運用することができなくなるわけでおございまして、代償機能が損なわれるということがあります。

また、使用者によりまして職務の級別の在職者数が変えられるということになりますと、人事院勧告が予定いたしております俸給表の改定効果を変化させ、その結果、人事院勧告制度が形骸化するおそれもあるわけでございます。したがいまして、現状の労働基本権の制約が維持されております間は、代償機能を担う人事院が級別定数を管理する必要があるというふうに考えております。

いざれにいたしましても、法律案の策定に向けて、引き続き、この点についての御理解をいただけるよう努力していかなければならぬと考えております。

○黄川田委員 国家公務員に協約締結権を付与するというふうにまでなれば、これは人事院の役割もまた変わつてくるでしようし、定数の部分もこれまで協議事項になるというふうな形でありますのが、現時点においては公務員の公正性それから代償機能をしっかりとやつてほしい、こう思つております。

○赤松委員長 次に、逢坂誠二君。

○赤松委員長 次に、逢坂誠二君。

○鷲山国務大臣 正直に申し上げて、現下の経済情勢ですと、予算というか地財計画も非常につらいものになるわけですね。

つまり、平成二十年度のものに二兆三千億ぐらいたい。これは国に埋めていただきて、将来返すという法律案をここで通していただきたい。

ということは、今回も地方交付税の発射台、国税五税の一一定割合、法定率という発射台がうんと下がる中で、何とかやりくり算段をして地方交付税をプラスに、四千百億円ですが、プラスに持つてきました。地方の一般歳出も四千億円ぐらいのプラスになつて、これは十年ぶりの快挙である、こういふことになつてているわけです。

しかしながら、ではこれは百年に一度の危機に對応したものであるかどうかと言われば、もし思ふんですけれども、これから自治体の財政を考えていく上で、歳入の面で、歳入欠陥が起こりかねない税目があるだろうというふうに思つてます。また、ことしの一月二十日の総務省の財政課思ひます。

つまり、この間の、内需、外需で、十一十二という四半期で三・三%ぐらいのGDPの減を年率に計算すれば結局マイナス一二・七%という数字だつた。これは、いわばそのときの風速ですか

われる中で講じているというふうに思うわけですが、大臣、こんな対策をやつた、こんな対策をやつたというのいろいろなところで御発言されていますので、もうよろしいと思うんです。そうではなくて、本当に今回のこの地方財政計画でいかどうか。私は、やはりちょっとと小さいんじやないかと。小さいとというよりも、もつと別な対応、対策というのが出てくるような気がするんですね。

一つは、歳入面で地方財政もこのとおり進まないだろう。だから、歳入欠陥が起るなんということは相当出てくるんじゃないかというふうなこ

と。あるいは、地域経済の状況を思うと、自治体みずからがもつと財政出動をしなければならない場合というのが今以上に出てくるような気がするんですが、直観的に大臣はこの辺をどう思われますか。

○鷲山国務大臣 正直に申し上げて、現下の経済情勢ですと、予算というか地財計画も非常につらいものになるわけですね。

つまり、平成二十年度のものに二兆三千億ぐらいたい。これは国に埋めていただきて、将来返すという法律案をここで通していただきたい。

ということは、今回も地方交付税の発射台、国税五税の一一定割合、法定率という発射台がうんと下がる中で、何とかやりくり算段をして地方交付税をプラスに、四千百億円ですが、プラスに持つてきました。地方の一般歳出も四千億円ぐらいのプラスになつて、これは十年ぶりの快挙である、こういふことになつているわけです。

しかしながら、ではこれは百年に一度の危機に對応したものであるかどうかと言われば、もし思ふんですけれども、これから自治体の財政を考えていく上で、歳入の面で、歳入欠陥が起こりかねない税目があるだろうというふうに思つてます。また、ことしの一月二十日の総務省の財政課思ひます。

つまり、この間の、内需、外需で、十一十二と

いう四半期で三・三%ぐらいのGDPの減を年率に計算すれば結局マイナス一二・七%という数字だつた。これは、いわばそのときの風速ですか

うふうになつてているんですが、ここに上がつていて、この間の、内需、外需で、十一十二と

それは、一つは、外形標準課税である固定資産税ですね。固定資産税の納入が、固定資産税は外

形標準だから、会社がもうかつていて、もうかつていて、この間の、内需、外需で、十一十二と

ていなにかわらぬきやならないものでありますけれども、私の経験からしますと、法人の皆収益が悪くなつてきますと、どうしても法人の皆さん、営業されている皆さんは固定資産税を払いたくなる、そういうバイアスが働いてまいります。法人税の場合、ルールに定められて、収益がないんだから払わなくていいということになります。

わざですが、固定資産税の場合、滞納という形で、払いたくないという動きが出てくるんだと、それからもう一つ、余り難しい質問はしません、国民健康保険税、あるいは住民税の所得割の部分なんですけれども、これは大臣御案内かもしれませんが、前年の所得を基準にしてやるわけです。一年おくれなわけです。すなわち、昨年たくさんお給料をもらつていた時代の所得に対して、ことしひどい状況になつたときに課税されるわけですから、これはまた相当な実際の現状の生活のレベルとギャップが生ずるということがあるわけですね。

だから、私は、ことしは歳出の方も地方財政はこれから何とかしなきやならないという場面が出るとは思うのですが、歳入欠陥というものに対しても相当な備えをしておかなければいけないんじやないかなというふうに思うのです。大臣、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 地方交付税の算定においては、いろいろな政治加算、法定加算、先食いみたいな形での実質的な地方交付税になる臨財債とかという方法が考えられますけれども、実際、地方税というものは、ちょっと表現は悪いですけれども、生のお金ですよね、地方税がどれだけ入るかというのは。

おつしゃったように、住民税などは一年おくれですから、本当のことを言うと、平成二十一年度が一番ひどいことになるのかなと思つたり、実際に今の中の平成二十一年度の決算がどの程度になるのかなど。つまり、国税の方の事柄は地方交付税の減になつて、その穴は埋めていただいたわけです

ついでに、いかがなきやならないものでありますけれども、私の経験からしますと、法人の皆収益が悪くなつてきますと、どうしても法人の皆さん、営業されている皆さんは固定資産税を払いたくなる、そういうバイアスが働いてまいります。法人税の場合、ルールに定められて、収益がないんだから払わなくていいということになります。

わざですが、固定資産税の場合、滞納という形で、払いたくないという動きが出てくるんだと、それからもう一つ、余り難しい質問はしません、国民健康保険税、あるいは住民税の所得割の部分なんですけれども、これは大臣御案内かもしれませんが、前年の所得を基準にしてやるわけです。一年おくれなわけです。すなわち、昨年たくさんお給料をもらつていた時代の所得に対して、ことしひどい状況になつたときに課税されるわけですから、これはまた相当な実際の現状の生活のレベルとギャップが生ずるということがあるわけですね。

だから、私は、ことしは歳出の方も地方財政はこれから何とかしなきやならないという場面が出るとは思うのですが、歳入欠陥というものに対しても相当な備えをしておかなければいけないんじやないかなというふうに思うのです。大臣、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 バブルのころはいざ知らず、バブル崩壊後は当然税収が落ち込んで、また減税をやる、公共事業を追加するというふうなことで、二十年度の決算がどうなるかというのも心配ですしね、二十一年度中に歳入欠陥というのが見えてくるかもしれません。そして、さらに大臣が御指摘になつたとおり、二十二年度の予算編成がそもそも配でたまらないというのが実感です。

○鳩山国務大臣 夕張の問題というのは、夕張だけ特別に、一般的な言葉で言うとえこひいきしていいのかという問題は当然ある、周りの自治体からもそういう声が全くないわけではないと思います。

たた 財政健全化法が四月から本格施行される中で、恐らく、再生団体になるのは夕張だけかな、ほかのところがいろいろやりくりしておられますから、結局一つだけなのかなという予想がございます。

しかも、この間 小平先生からお話をあつたように、百年に一度の金融災害ではないけれども、やはり産炭地域のエネルギー需要の大きな変化の中で、人がどんどん減つていつてしまつた、あるいは、会社がなくなつたけれども人だけ残しておいて、残つた人たちが大変苦労したとか、そういうタリ張の歴史を考えますと、それは、再建計画の中で実際税率を上げているわけですよね。住民税等でもあるいは手数料等も上げたり、いろいろやつっている。施設の統廃合等もなさつておられるということで、職員と市民が一丸、一体となつて再建計画に取り組んでいる姿は十分に評価しなくちやならないと思います。

とにかく十分の一に減ってしまった人口に対して、少しある債務が大き過ぎる。道も随分助けて、低利資金の貸し付けをしていると思いますし、国としても精いっぱいの援助をしてきていました。また、職員の派遣も、北海道からは八名、道銀一名、北陸銀行一名、東京都二名、春日井市一名などとなっておりますけれども、そういうような支援もしています。

私もお伺いして、非常に風光明媚なところで、「幸福の黄色いハンカチ」でしたか、あの映画の舞台ともなったところでございますし、将来の可能性は十二分にあるのであります。が、今の状態は、年間に建築確認申請が一個しか出ないというような状況、その辺を考えますと、やはり総務省もできる限り温かく見ていかなければならないとも思っています。

物すごいえこひいきができるという、えこひいきだ、えこひいきだと批判されるようなことはで
きないと思いますが、できる限りの援助をすると
いうのが総務省の正しい姿だと思います。
○邊坂委員 具体的な言及は避けますけれども、
大臣、ぜひその温かい支援をお願いしたいという
ふうに思います。やはり自立できる基盤を失つて
しまえば大変なことになるということだと思います。
す。よろしくお願いいたします。

実は宮澤副大臣、今百年に一度の経済対策を打たなければならぬというときに、私は、自治体の役割というのは極めて大きいというふうに思うんですね。国が中央集権的にと言うと少し語弊がありますけれども、全国一律の政策を全国にシャワーのようにばらまいていく、これも実は経済対策としては必要なことだというふうに私は思います。金融政策などというのはまさにそうやらなければいけないわけです。

しかし、やはり地域には地域ならではのそれぞれの事情があつて、地域独自にいろいろな経済対

策をやつた方がいいということも多分たくさんあるんだというふうに思うんですね。しかも、それは何も、全国が同じゴールに行ける、行けないということではなくて、チャンスを均等に与えて、やれるところにはどんどん地域で一生懸命やってもらわなきゃいかぬということがあると思うんですね。

そこで、宮澤副大臣にお伺いをしたいんですけども、ぜひ総務省とタッグマッチを組んで、全國の市町村に、今地域では何が困っているんだ、何をしたら地域がよくなると思うんだということを、無理強いではなく、虚心坦懐に聞く、そして有効な政策については支援をしていく、バックアップをしていくというようなやり方も、全国一本の政策と合わせわざでやらなきゃだめなんじやないかと私は思うんです。

そこで、宮澤副大臣、どうですか、そういうや
り方というのは。

たったと私は思ております。
よく経済学でマクロ、ミクロと言いますけれども、私は景気対策とか経済対策もやはりマクロの面とミクロの面があるんだろうと思います。ついで七十五兆円総額というような、政府がどうする、日銀がどうするというところに目が行きがちですけれども、やはりそれをどうやって使うのかにう泥沼のへり詰めを抜け出していくのが

どうもミクロでいう部分が本来非常に大事な部分だと思います。

そうした意味で、例えば雇用などというものは、今回も交付金というような形でそれぞれ工夫をしていただかくということでやつておりますけれども、例えば公共事業のようなものでも、やはり地域によって経済波及効果がかなり違う部分がある。経済波及効果の大きなものを選んでいただく、さらに言えば、住民の方の中長期の利益のために資するものを選んでいただくというようなことで、ミクロの面というものをやはりきつちりやっていくことが大事だと思っております。

総務省の方も、私、大学のクラスの同級生が三人、高校の同級生が二人同期で入りましたので、連絡はとり合っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(○) 遠坂委員 宮澤副大臣、そんなに同級生などがいらっしゃるのでしたら、ぜひ鳩山大臣とタッグを組んで、そのミクロの政策を今以上に、より地域の実態、実情に合う形でおやりいただきたい。

鳩山大臣にもよろしくお願い申し上げます。

宮澤副大臣、もうよろしいです。どうもありがとうございました。

そこで、きょうの話の最後です。市町村合併のことなんですかれども、時間がもうございませんので、私の方から申し述べさせていただきますが、昨年の十月に全国町村会が「平成の合併」をめぐる実態と評価」という報告書を出してございました。これは、道州制と町村に関する研究会という

ことで、有識者の方に集まつていただき、それから全国の町村にアンケートもとりということでやつた内容でございます。

私は、合併に反対するとか賛成するとか、ということではなくて、合併というのは、地域の形というのは、自治体みずからが地域がどうあるべきかということを、自主的に判断できるということが大事なことだ、というふうに思うんですね。

そうしたときに、この報告書の最後の方を読んでもみると、国の合併推進策の問題点ということで、幾つか挙げられています。

それは、一つは、財政措置に偏った合併推進策により、分権時代の流れに逆行する、将来に禍根を残す、そういう合併になつたんじやないか。ある種、財政政策で誘導し過ぎたというようなことがありますね。それから、市町村規模と行政能力が比例するという誤解をもつて合併をさせ過ぎたんじやないか。あるいは、広域行政というのは一市町村単位でしかできない、そういう誤解のもとに行政体制を整備し過ぎたんじやないかというようなことが指摘されております。さらにも言ひなれば、国（総務省）並びに、国の意を受けた府県による強引な合併誘導策が目立ち、市町村の自主性が尊重されたとは言ひがたい実態が明らかになつたということです。

それから、合併市町村の問題点として、一つは、財政計画との大幅な乖離がある。実際に財政計画をつくって合併したけれども、本当はそうじやなかつたというようなことですね。あるいはもう一つは、行政と住民の関係の希薄化があるとうことですね。

こんなようなことを含めて、よかつた合併といふの中にはあるかもしれませんけれども、この町村会の報告書によれば、総じて厳しい指摘がされているわけであります。

こうした実態を受けまして、総務大臣、今後、市町村合併については、私は、地域がみずから自分たちの判断によって選択できるというようなことを尊重すべきであつて、押しつけるとか強制す

るとか、殊さら財政によって誘導するというのには、やはり地域の特色を失うというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、森山（裕）委員長代理着席〕

○鳩山国務大臣 三千数百あつた基礎的自治体が、千八百をいずれ切つてきますが、ここまで再編成されたことには私は大きな意義があつたと思うし、それは合併のプラスマイナス、今の資料にも書いてありましたよね、私も読ませていただきたい、それはプラス面、かなり目立つたと思います。

しかし、私は、もうこれ以上の合併を強制的に進めるべきではないと思います。

まあこの辺でいいのではないかというのは、日本には、日本の地域地域にはそれぞれの風土があるわけですから。それに、風土に根差してもともと自治体というのができていたとなるならば、自分たちの風土、歴史、伝統、文化、風土というのは、恐ろしいのは、人の心まで独特なものがある特色がある。つまり、A村とB村とあつて、風土が違えば、A村の村民が幸せに感じることとB村の村民がうれしく思うことは違いがあるという、これが基本的な風土論、和辯哲学というものではないかと私は思つていて、それを大切に思つて、それで終わります。どうもありがとうござります。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。
きょうは、子供たちの学業を保障する就学援助について、地方財政との関係で質問させていただきます。

最初に、文部科学省に伺います。

文部科学省は、二〇〇六年の二月に就学援助に関する二つの調査を実施しております。一つ目は、就学援助受給者数の変化の要因等に関するア

ンケート調査がありますが、そこで文科省にお尋ねしますが、この調査の目的は何か、受給者数の変化の要因、背景は何か、どのようになつてているのか、お示しください。

○徳久政府参考人 御答弁申し上げます。

ただいま御指摘の調査でございますけれども、調査目的は、近年、要保護、準要保護児童生徒に係る就学援助受給者の増加傾向が見られることが、その要因、背景等の把握に資するため、十八年二月に調査したものでございます。

○塩川委員 それに加えて、受給者数の変化の要因、背景について、回答数の多かった項目をお示しください。

○徳久政府参考人 その調査におきまして、就学援助受給者数の変化の背景、要因につきまして、多かつたものは、一つは、企業の倒産やリストラなど経済状況の変化によるもの、また、離婚等による母子、父子家庭の増加、児童扶養手当受給者の増等が多くなっております。

○塩川委員 経済的理由等によつて貧困世帯が増加をしている、これが就学援助の受給者数の増加になつてゐるというのがこのときの調査であります。貧困の拡大が反映をしているわけであります。

○塩川委員 調査におきまして、就学援助におきましては七百九十五億円、二〇〇五年度、平成十七年度でござりますが、八百八十六億円、二〇〇七年度、平成十九年度でござりますが、九百二十一億円となつてございます。

○塩川委員 貧困世帯が増加している傾向がある中で、市町村が給与した就学援助の額も、伸びが鈍化をしているわけです。貧困世帯が増加していくにもかかわらず、就学援助の受給者、または市町村の就学援助費の伸びが抑えられております。

○塩川委員 調査の目的にありますように、三位

cittadina に付けて、要保護児童生徒、準要保護児童生徒の認定基準の引き下げ、縮小等を行つた

市町村は百五市町村となつております。

○塩川委員 お手元に資料をお配りしております

けれども、準要保護児童生徒の推移を見ましても、九七年度以降大変増加をしております。それが、二〇〇四年、二〇〇五年ぐらいを機に、その伸びが鈍化をしているわけであります。貧困世帯も、こういう現状となつております。

続けて文科省に伺いますが、市町村が給与しました就学援助の額について、二〇〇四年度、二〇〇五年度、二〇〇七年度が幾らかをお答えください。

○塩川委員 市町村が就学援助をいたしまして、要保護児童生徒、準要保護児童生徒の保護者に対して給与した金額でござりますけれども、

○徳久政府参考人 平成十六年度、二〇〇四年度でございますが、こちらにつきましては七百九十五億円、二〇〇五年度、平成十七年度でござりますが、八百八十六億円、二〇〇七年度、平成十九年度でござりますが、九百二十一億円となつてございます。

○塩川委員 貧困世帯が増加している傾向がある中で、市町村が給与した就学援助の額も、伸びが鈍化をしているわけです。貧困世帯が増加していくにもかかわらず、就学援助の受給者、または市町村の就学援助費の伸びが抑えられております。

○塩川委員 調査の目的にありますように、三位

cittadina に付けて、要保護児童生徒、準要保護児童生徒の認定基準の引き下げ、縮小等を行つた

市町村は百五市町村となつております。

○塩川委員 お手元に資料をお配りしております。

これは、準要保護児童生徒に係る就学援助は、その認定が市町村によるものであることから、平成十七年度から、税源移譲、地方交付税措置を行つた上で国庫補助を廃止したところ、国庫補助廃止後における市町村の準要保護児童生徒に係る就学援助への取り組み状況を把握するために実施したものでございます。

お尋ねの二点目でございますけれども、その調査におきまして、調査を行つたのが二千九十五市町村等でございますが、母数が二千九十五でござりますが、そのうち、平成十七年度で準要保護児童生徒の認定基準の引き下げ、縮小等を行つた市町村は百五市町村となつております。

○塩川委員 調査の目的にありますように、三位

cittadina に付けて、要保護児童生徒、準要保護児童生徒の認定基準の引き下げ、縮小等を行つた

市町村は百五市町村となつております。

○塩川委員 お手元に資料をお配りしております。

定基準が変更されているという調査と承知をしているわけですが、そうであるならば、十八年度、十九年度の調査というのはなぜ行わないのか、その点をお答えください。

○徳久政府参考人 ただいまお答えをいたしました。準要保護児童生徒の認定というのは、市町村が実施をするものでございまして、市町村が地域の実情に応じて定めて実施をしているものでございます。

私も文部科学省いたしましては、そういうような状況についての現状把握のために行つておるものでございまして、基準そのものが毎年どう変わつていったのかということを追跡する目的ではないということでございます。

○塩川委員 要するに、二十年度だけを切り取つてどういう傾向かといつても、この間の三年、四年の流れの中でどういう変化が生まれたのかといふのはわからないわけですね。つまり、十七年度で変更を行つたというのは前回の調査でわかつたとしても、十八年度、十九年度でやつた場合は、現状ではわからない。

今の中千七百市区町村の中で、実際に準要保護の基準を見直したというのが、先ほど言つた、国庫補助の一般財源化をした以降でどうなつたかといふ全体像がわからないんじゃないですか。そういう調査は行わないんですか。その点をお聞かせください。

○徳久政府参考人 繰り返し恐縮でございますけれども、準要保護児童生徒の認定基準は、市町村が適切に実施することになつております。

文部科学省いたしましては、それらの現状について、例えば児童生徒数であるとか全体の支給額であるとか、そういうことも調査しておりますとともに、今言いました観点から、基準の変更につきましても、現状把握のために調査をしているということです。

○塩川委員 いや、ですから、現状把握にならないわけですよ。二十年度だけの変化を切り取つたわけですよ。二十年度だけの変化を切り取つただけでは、全体の流れがどうなつたかというのは

わからないでしようということを聞いているんです。現状把握として今年度だけの変更を取り取つても、それは全体の特徴をつかむものにはならないんじゃないですかとお聞きしているんですが、いかがですか。

○徳久政府参考人 もちろん、平成二十一年度は現在調査中で、集計中でございますけれども、この調査結果が明らかになれば、当然のことながら、十七年度との比較においてどういうような市町村がふえたのかということは把握できると考えております。

○塩川委員 いや、十八年度、十九年度で変更したところは、二十年度でも変更しなければ出てこないわけですよ。そういったことでは全体像がわからないでしようと言つておるわけです。ですか

○塩川委員 あと、この二十一年度の調査におきましても、回答日は一月の二十九日ということですから、既に十八年度、十九年度も含めて調査を行うべきだ、このことを申し上げておきたい。

○徳久政府参考人 まだ、このこと申しあげておきたい。お手元にデータをお持ちでしよう。集計結果の取りまとめは少し先なのかもしれませんけれども、大まかな傾向として、どのくらい基準を変更したのか、切り下げる方向に変更したのか、その数を教えていただけますか。

○徳久政府参考人 委員御指摘のとおり、この調査結果につきましては、締め切り日を一月二十九日というふうにしておりまして、一ヵ月弱たつわけござりますけれども、現在、申しわけございませんけれどもまだ集計中ということで、全体の粗い数字も含めてまだ積み上がつた数字はございませんので、そちらの集計ができ次第、また御報告させていただきたいと思います。

○塩川委員 文部科学省に対しては、抜けている年度についてもきつと調査をしていただきたいと重ねて要望しておきます。二十年度の調査についても、明らかとなつた時点でお教えていただきたい。

○塩川委員 いや、ですから、現状把握にならないわけですよ。二十年度だけの変化を切り取つただけでは、全体の流れがどうなつたかというのは

なつてゐるのか、お答えください。

○久保政府参考人 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助に対します地方財政措置でございますが、二〇〇四年度、平成十六年度でございますけれども、約百四十一億円、二〇〇五年度、平成十七年度でございますが、約二百八十三億円、二〇〇六年度から二〇〇五年度でございますが、約二百八十二億円となつております。

○塩川委員 二〇〇四年度から二〇〇五年度にかけて国庫補助の廃止、一般財源化、それに対応して地方交付税措置が行われています。その数字として今伺つたわけです。

大臣に伺います。

この間の市区町村における就学援助の額は大きくなっているわけですね。しかし、この間、その伸びが鈍化をしている。他方、それに対する地方財政措置というのは大きく変わつてない。その開きが大きくなっているという実態があると思うんですけど、少なくない自治体において就学援助の支給基準や支給額の引き下げ、抑制が行われているというのは、このような自治体の財政需要に見合つた地方財政措置が行われていないからではないのか。どのようにお考えか、お聞かせください。

○鳩山国務大臣 私、この問題は、考えてみるとかなり難しい問題で、結局今、久保局長がお答えした数字、二〇〇四年度百四十一億円、二〇〇五年度三百八十三億円と倍増していますが、これは、その前年まで準要保護は文部科学省からの国庫補助があつた、それが一般財源化されたから倍増したということなんだろうと思つております。

○塩川委員 文部科学省に対しても、抜けている年度についてもきつと調査をしていただきたいと重ねて要望しておきます。二十年度の調査についても、明らかとなつた時点でお教えていただきたい。

○鳩山国務大臣 ただ、本会議でお答えしたように、とにかく認定するかどうかということで言うならば、できる限り広く認めるようお願いしたいということを本会議では申し上げたつもりです。

○塩川委員 本会議の大臣の答弁では、自治体において円滑な事業の実施が図られるよう、文科省とも協議しながら必要な地方財政措置を講じたい、この点でもなるべく優しく援助すべきと。

○鳩山国務大臣 この問題は、考えてみるとかなり難しい問題で、結局今、久保局長がお答えした数字、二〇〇四年度百四十一億円、二〇〇五年度三百八十三億円と倍増していますが、これは、その前年まで準要保護は文部科学省からの国庫補助があつた、それが一般財源化されたから倍増したということなんだろうと思つております。

○塩川委員 市町村の財政力の違いによって就学援助にばらつきが出る、この点でも経済的理由によつて教育上差別されなければならないという立場から考へても、私はここはやはり大いに知恵を出すべき、ふさわしい対策をとるべきときだと思います。

○鳩山国務大臣 当然、そうあるべきだと思いま

うことだし、地方財政措置している金額の大体三倍ぐらいが払われていますから、基礎的自治体の単独事業で相当上積みをしているまさに地方自治なんだな。こういうふうに私は今は思っています。

ですが、かつて私は文部政務次官も大臣もやつた人間でございまして、教育の機会均等ということについてははうるさくて、したがつて、いろいろな費目が一般財源化していくことにひどく危機感を覚えたわけです、一般財源化すると平等原則が崩れるんじゃないのかと。

平等原則が崩れるというのは、国が一律でやることです。それに対して、地方自治は地方の自由裁量でやることです。その両面にかかるわづてくる問題なので、非常に考え方が難しいなど正直思います。

ただ、本会議でお答えしたように、とにかく認定するかどうかということで言うならば、できる限り広く認めるようお願いしたいということを本会議では申し上げたつもりです。

○塩川委員 本会議の大臣の答弁では、自治体において円滑な事業の実施が図られるよう、文科省とも協議しながら必要な地方財政措置を講じたい、この点でもなるべく優しく援助すべきと。

○鳩山国務大臣 のなるべく優しくというのはどういう意味なのか。要は、市町村が住民の福祉の増進を図るためにふさわしい地方財政措置をしっかりとやつてもらいたいというのが私の趣旨でありますけれども、その点についてはいかがですか。

○鳩山国務大臣 当然、そうあるべきだと思いま

る、そういうふうに答弁をされ、これは具体的に大臣自身も、三位一体改革に失敗の部分があ

どうしたことなのがといえば、少なくとも財政力の弱い団体にマイナスの影響があらわれたという事をお認めになつてゐるわけですから、その立場で、まさに就学援助を受けるような貧困世帯が多い自治体に結局より大きな負担がかかるような構図となれば、それ自身がさらに基準を引き下げるような悪循環にも陥りかねない、こういう事態こそ改めるためにふさわしい地方財政措置をとるべきだ。そのことについて一言御答弁いただけで、終わります。

○鳩山国務大臣 うそも隠しもいたしません。私は、三位一体改革のときに、文部省にしばらくいた人間として、義務教育国庫負担制度の堅持つまり、二分の一から三分の一へ、それだけ一般財源化することに絶対反対して最後まで党で騒いだ人間でございますから、そのとき危惧したと同じようなことがこの就学援助問題で起きてはいけないと私は痛切に思います。

○塩川委員 交付税の抜本的な増額、復元を求める、このことを改めて強調して、質問を終わります。

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 昨日に引き続き質問いたしますが、きょうは、まず個別算定経費について若干質問をいたします。

○久保政府参考人 市町村分の小中学校費につきましては、給食経費など児童生徒の数と関連性の高い経費、これは児童生徒数を測定単位にいたしてあります。そして、教材備品の購入に要する経

費といったような学級数と関連性の高い経費は、

学級数を測定単位にいたしております。また、学校医でありますとか学校の数と関連性の高い経費につきましては、学校数を測定単位といたしまして、小中学校に関するさまざまな需要の性質に応じた算定を交付税では行つております。

平成二十一年度における学級数を測定単位とする単位費用でございますけれども、先ほどふえているという御指摘がありましたが、これは地方公団体からの要望を踏まえまして、耐震改修等維持補修に要する経費を充実したといったような要因で増加をいたしております。

また一方で、学校数を測定単位とする単位費用につきましては、学校全体に係る物件費の微減といつたことに伴いまして減少しているということござります。

○重野委員 説明を整理しますと、結局、過疎過密という概念からしますと、過疎地域における学校の状況というのはマイナスに振れてくる、逆に、都市部の人口がどんどんふえている、あるいは児童数がふえている、そういう地域における部分というのはプラスに振れるということだろうと思うんです。

しかし、私は、実態に合わせて単位費用を変えていくということは、現状をどういうふうに持つていいのかという思想に乏しいと。つまり、現状を追認し、それに合わせて予算を組んでいくといふことになり、現状をどうするかという方向性といふものがその限りにおいては見えてこないんだな、こういうふうに言わなければなりません。

であるとすれば、地方の過疎地域における状況が、教育費で、学級数の単位費用は引き上げております、ところが、学校数の単位費用は逆に引き下げている。これは一体どういうことを意味しているのか、伺いたい。

それに関連して、教育費についてであります、別枠予算のうち、五千億円分については、社会福祉関係費などの単位費用を引き上げることに使うということになります。私は、規模は十分ではないが一定の評価はできることだろう、このように思つています。

重野君の御質問の件であります。それは、まず個別算定経費について、現状をどういうふうに持つていいのかという思想に乏しいと。つまり、現状を追認し、それに合わせて予算を組んでいくといふことになり、現状をどうするかという方向性といふものがその限りにおいては見えてこないんだな、こういうふうに言わなければなりません。あるとすれば、地方の過疎地域における状況と、そこでの教育費についてであります、別枠予算のうち、五千億円分については、社会福祉関係費などの単位費用を引き上げることに使うということになります。私は、規模は十分ではないが一定の評価はできることだろう、このように思つています。

それがこの間続いてきて、私どもが小学校に行つていた時代、今はもう白杵市に合併して白杵市となりましたけれども、その前は野津町だったんですね。野津町というのは五つの村が合併して

野津町になつた。その五つの町に、僕らの時代と

いうのは間違なく全部に小学校があり、全部に中学校があつた。今進めている学校の統廃合が進めば、将来、野津町に小学校は一校、中学校も一校になる、こういう状況なんですね。

これもその限りにおいては、私どものそういう住む町において、学校がふえてくるあるいは今の学校数が維持できるという展望はほとんど見えてこない。その結果、どういうことが起こっているかというと、小学校の子供たちが大きなかばんを

持つて一時間も歩いて学校に通学しなきやならぬ。そういう現状です。

歩いて学校に通うということが、いかなる教育的見地から見て効果があるのかなんていふことは私はよくわかりませんけれども、やはり歩いて学校に通う距離というものは適正なものがあるんじゃないいか。

そうすると、野津町に一校の小学校となるというのに、今一番人口が多い、昔の野津市村なんですがれども、そこと他の村の、私の村の一番端の距離は、それは一時間どころではないです、もっと時間がかかるんですね。この町の者は十分か十五分でほぼ皆行ける、これはどうなるのかと

いうことが、その地域において問題として出てく

るんですね。

そして、機械的に、昔のある小中学校を合併後、廃校になつた学校の跡地はどこもそのままです。もうグラウンドに草はぼうぼう生えて、そこに昔の校舎が建つておる。本当に、幽霊屋敷じゃありませんけれども、そんな姿があつちこつちに

出てくるわけですね。だから、この学校再編の過程の中で、そういう部分もどう加味されて新たな学校の配置というものがなされるのかという点、これは真剣に議論しないと問題があると私は思うんですね。

そういう意味では、学級数、学級の定員がこういうふうな形でマイナスに振れてくるということがあります、ずつと追つていくと、そこに行き着くんでは、そこら辺も踏まえてやはり財政的な措置とい

うものが同時になされていかないと、地方の子供

と町の子供というのは何でこんなに差があるのと、こんなことを言う子が出てくるかもしねない。それほど今の人口の減少傾向のもたらす現実というのは厳しいものがあると私は思つんですね。

そういうものに対する認識、あるいはそういうときにはどう対応していくのかという思想、それはどういうふうに思つてはいるのか、それを聞きたい。

○久保政府参考人 先ほど申し上げましたように、地方交付税の算定上、小中学校の経費につきましては、児童生徒数、学級数、あるいは学校数といったような、それぞれ需要の性質に応じた測定単位を設けて算定を行つております。

さらに、平成二十一年度、来年度におきましては、御案内のように、地方交付税が既定の加算とは別枠で一兆円増加をしたことがございまして、それを歳出にも立てるということによつて、学校教育環境の充実に二百七十億円程度を振り向けるといったようなことをいたしております。

さて、全体として教育分野における基準財政需要額を充実する方向にしております。

なお、御指摘のございます学校の統廃合でございますけれども、学校の統廃合が行われた場合におきましても、学校数の減少に伴う基準財政需要額の減少を緩和するといったことで、私ども從来から数値急減補正といった補正を講じております。そこで適用期間でございますけれども、平成十八年度までは三年間でございましたが、地方公共団体からの御意見を踏まえまして、平成十九年度には四年間に延長いたしました。また、平成二十年度にはさらに一年延長して五年といたしております。

今後とも、地方公共団体の御意見をお聞きしながら、交付税の適切な算定に努めてまいりたいと考えております。

○鳩山国務大臣 私は、率直に、重野先生のお話を承つて、かつて一応は文部大臣をやつた人間と

して、本当に難しい問題だなと思いました。というのは、私の昔の選挙区である中央区とか文京区、台東区、あるいはこの千代田区あたりでも、学校の統廃合をめぐっては、残せ、残さないで相当な争いというか、PTA同士のけんかのようなものも起きているわけですね。

先生の地元は野津町ですか、例えば、五つの村が一緒になつた、五カ所に小学校も中学校もあつた、そしてそこに適正規模の児童と生徒がいて、地域の文化をそれぞれ五つの村で風土に基づいて継承していくならば、それが理想なんだろうと思

いますが、現実には、人口というものは移動するものだ、いわゆる過疎と言われるような現状になつてしまつた。では、それをどこか一カ所に集め、その方が子供たちに社会性が身につきますから。要するに、学校の適正規模というのはどれくらいなのかという議論も文科省では大いにやつていただきたいと思うし、それでは交通インフラと

いうんでしようか、歩いて一時間も一時間半もかかる。これは健康にはいいかもしませんが、教育上問題がある。とすれば、スクールバスが全部手当できるかどうかとか、いろいろな難

部集めてしまつた方がいいのかもしれません、しかし、先ほどから申し上げておりますように、それぞれの地域地域の特色を残すという意味だったら、一緒にしない方がいいというときもあるんだろう。ですから、適正規模の議論を踏まえながら検討しますが、大変難しい問題だ。総務省の行政で、全部残すあるいは全部一緒にすると、片方の方向に決めて誘導できるものではないという気がします。

○重野委員 今大臣が言うように、私も、これは簡単な問題じやないと思うんですね。簡単な問題が言いましたように、草ぼうぼうの中にもと通つた学校の校舎が建つておる。自治体がその校舎を壊して処分するなんという余裕は、残念ながら今自治体にはないですね。私の周辺の自治体にはない。いつまであれをほっておくの、いや、もう金がないというのが、過疎地域の財政力の乏しいものも起きているわけですね。

自治体の学校をめぐるお話をです。これもやはり統廃合し、言うなれば適正規模の学校に集約をしていく、それも理解できないではないんですが、同時に、今言つたような、付随しないんですが、同時に、今言つたような、付隨して今進んでいるそういう状況にも目配りをして対策を講じていかないといけないと私は思うんです。

学校に集約をしていく、それも理解できないではないんですが、同時に、今言つたような、付隨して今進んでいるそういう状況にも目配りをして対策を講じていかないといけないと私は思うんです。

私は、ある意味では、校地というものは非常にすぐれた資産だと思いますね。それをどう有効に活用していくかということも同時に議論されないともつたない話ですね。その点もひとつしつかり

総務大臣に考えてもらいたい。

次に、地方税法に関連をいたしまして、今回、最高六百万円の住宅ローンの控除が盛り込まれております。これについて地方税では課税所得金額などに5%を乗じた額を限度に減額する、こういふうになつてゐるんですね。

そこで、これはなぜ5%という数字が出てくるのか、それを聞きたく。

○河野政府参考人 お答えをいたします。

今回の税制改正におきまして、住宅投資を活性化する観点から、住宅ローン特別控除につきまして、最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げますとともに、個人住民税において所得税から控除し切れなかつた住宅ローン控除額を控除する、

こういう制度を導入することにしておるところでございます。

この個人住民税の住宅ローン控除につきましては、個人住民税は地方公共団体の行政サービスによる経費を広く住民に負担いたゞく地域社会の会費としての性格を有するわけでござります。

このこと踏まえまして、所得税から引き切れなかつた額のうち、税源移譲によって所得税から個人住民税に移譲された額の範囲内で控除する、こうしたことを踏まえますのでござります。

例えば校舎を含め廃校になつた学校の跡地、今私が言いましたように、草ぼうぼうの中にもと通つた学校の校舎が建つておる。自治体がその校舎を壊して処分する、こうした考え方をとつておるわけでござります。

○重野委員 今大臣が言うように、私も、これは簡単な問題じやないと思うんですね。簡単な問題

所得税から税源移譲されました額は、所得税の課税総所得金額等の百九十五万円以下の部分の五%でございますので、控除額の具体的な算定の方といたしまして、個人住民税における住宅ローン特別控除の限度額を、所得税の課税総所得金額等の五%、最高九・七五万円としているものでございます。

所得税から税源移譲された額は、所得税の課税総所得金額等の百九十五万円以下の部分の五%でございますので、控除額の仕組みといいますか主張としては、特に基礎的な部分といいますか、いわば最低限の会費という性格を持つておるかと思いますので、やはりここは所得割も含めまして住民税の性格に即した控除の仕組みといふことを考えることが必要であろうというふうに思つております。

○重野委員 この効果をより多くの方に波及するという見地から見ても、私の提案というか主張といたしまして、この効果を及ぼすという点において、これ方がいいんですか。

○河野政府参考人 もちろん、住民税からできるだけ多額に控除するということであれば、その政策効果は大きくなるわけですが、これまで所得割を残して全額控除すべきではないかという提案たけれども、会費的というふうなことが言えるのではありません。その分、控除の最高額を引き下げればあれば、均等割でやるのが一番いい。それこそ会費的なんだという理屈もあるわけですね。均等割を残して全額控除すべきではないかという提案なんですね。その分、控除の最高額を引き下げれば財源も手当できるし、その方が一部の金持ちだけではなく多数の人々がこの制度の恩恵を受けることができる。それがさらに住宅需要をより喚起することにつながる。こういう理屈を考えるんですけど、そういう私の考えに対してもかかる評価をさせますか。

○河野政府参考人 もちろん、住民税からできるだけ多額に控除するということであれば、その政策効果は大きくなるわけですが、これまで所得割から控除できた額が、今般の税源移譲によって引きなくなつておるという事情がございます。それは原則として政策的な控除をやつておらなかつたわけですが、それと合わせれば所得割から控除できた額が、今般の税源移譲によつて引きなくなつておるという事情がございます。

○河野政府参考人 ただ、そういう要請を踏まえて、もともと住民税においては原則として政策的な控除をやつておらなかつたわけですが、それと合わせれば所得割から控除できる仕組みを導入して、できるだけ政策効果が発揮できるようになさせていたいとおもつておるところです。

○重野委員 終わります。

○赤松委員長 次に、秋葉賛也君。

○秋葉委員 自由民主党の秋葉賛也です。本当に時間調整で、あと限られた時間でござりますけれども、大臣にお伺いをさせていただきたいたいと存じます。

○重野委員 終わります。

本当に、鳩山大臣が総務大臣に就任して以来、ますます総務省の発信力というのが高まつてきましたけれども、大臣にお伺いをさせていただきたいたいと存じます。

本当に、鳩山大臣の個人的な魅力もさることながら、やはり国民の声にしっかりと行政がこたえていく、こうした一つ一つの積み重ねの結果がそういった評価につながつておると私は思いますし、私もそのことを高く評価させていただいているわけでござります。

その中で、均等割についてお話をございましたけれども、もちろん均等割も地域社会の会費でござりますけれども、所得割も含めて私ども先ほど申し上げたような意味で地域社会の会費という認識とりわけ、かんばの宿関連では、大臣として国

民の多くが感じておられることを代弁し、徹底調査を約束したり、白紙撤回をしたり、こうした国民目線での取り組みをこれからもしっかりと続けていなければ、我が党の支持率の回復にも寄与してくるのではないか、こう思うわけであります。

いよいよ二法も終局を迎えておりますけれども、ことしの国の予算是、御案内のとおり八十兆円で、六・六%の伸びでありますけれども、赤字国債が三十三兆円ということで、これは本予算でも、あるいは年度での補正も含めても過去最大の発行額でございます。そういった厳しい中で、これだけの予算を組んでいるということは大変評価できるんだと思います。

一方で、地方財政の方は、一言で言うと、本当に綱渡り状態で、ことしも、まあ去年よりもかなり臨時財政対策債を増額して、五・一兆円規模で発行して、何とか二十一兆円、特別枠の一兆円もござりますけれども、確保していただきたいということです。

基本的に、きょうはこの二つの法案の審議を通して、与野党問わず、多くの議員から地方交付税制度も含めた地方財政を抜本的に見直していくかなといふ大変なのではないかという声が相次いだわけでございまして、そもそも大臣は、この地方財政の現状をいろいろわかりやすい御説明の中でお披露がございましたけれども、やはり時代に合つた制度に変えていく、右肩上がりの経済成長を前提に、税収の伸びを前提にして制度設計していたのでは、これから地方財政の期待にこたえていくことはなかなか難しいんだろうと。これまでの三位一体改革の中でも進めてまいりました地方の自主財源の確保を図りながら、この地方税制の制度設計を鳩山大臣のリーダーシップでこれから抜本的に進めていくということが大事だと思っております。地方財政に対する大臣の御認識とあわせてお伺いをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○鳩山国務大臣 地方が元気でなければその国は発展しないし元気がなくなるというのは、私は

世界共通の原理なんだと思います。したがいまし

て、世界各国の大多数は、地方に借金を大きく背

負わせるような仕組みはとつておりません。大

体、国が肩がわりするという形でやつております。

我が国の場合には、例えば国、地方と借金を合わ

せて、正確ではありませんが、国が六百兆で、地

方が二百兆とか、よくそういう数字が語られま

すけれども、日本では地方に意外と多くの借金が

背負わされておりまして、その数値が現在は九百

十七兆円というものに上っているわけでございま

して、先ほどからございましたように、基準財政

需要を積み上げる中に何と元利償還金を八兆円も

入れなければならない、実際の支出としては十

三・数兆の元利償還返しをしなければならない、

こういう状況にあるわけでございます。

そこへ百年に一度と言われるような経済危機が

襲つてきた中で、地財計画を大変立てにくい、そ

ういう状況がありました。結局、そこは約十兆を

超す財源不足が生じたわけありますが、折半

ルールのもとで半分は国に入れてもらって、そし

て半分はまた例の臨財債という、結局将来の交付

税の先食いになつてしまふんですが、これを組み

込むことによつて何とか前年よりも地方交付税で

四千億円ぐらい多いもの、そしてまた地方の一

般歳出の総計で四千億ぐらい多い、これは十年ぶ

りだ、こういう水準ではあります。

しかし、こういう厳しい状況を続けてまいりま

すと、結局いかは地方財政そのものがもたなく

なる。とすれば、偏在性も少なくて安定性のある

財源がどうしても必要になつてくるわけで、仮に

上げるというのであるならば、一説には一〇%に

なつたときに地方消費税一%で國の消費税が九%

などという意見もありますが、冗談ではないわけ

でして、仮に消費税が一〇%という時代が来るな

らば、二%，できれば三%地方消費税が欲しいわ

けです。そうなりますと、大分安定感が出てくるわけです。

いずれにいたしましても、地方税と国税の割合

が一対一に近づくよう努力したい。これができ

ませんと、いつも穴埋め穴埋め、どこかで借金と

いう、またいざれ借金で首が回らなくなるとい

う事態になるだろうと思います。

○秋葉委員 時間が参りました。ありがとうございます。

○赤松委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○赤松委員長 これより両案を一括して討論に入

ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。黄川田徹君。

○黄川田委員 私は、民主党・無所属クラブを代

表し、ただいま議題となりました地方税法等の一

部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改

正する法律案に対して討論を行います。

・地方は、自公政権の三位一体の改革で傷つき、

さらに昨年来の急激な経済の悪化で疲弊し切つ

ては正など、地方の再生に最優先に取り組んでい

くべきだと考えます。しかし、政府が提出した予

算案及び地方財政関連の二法案には余りに問題が

多く、地方の再生に結びつかないことから、反対

せざるを得ません。

第一の問題は、二十一年度予算案が実質GDP

成長率をゼロ%と想定していることです。

我々は当初から、政府が現状認識を誤つてお

り、経済対策が不十分であることを指摘してきま

した。実際、昨年の第四・四半期実質GDP成長

率が年率換算でマイナス一二・七%となりまし

た。しかし、政府はこの現実を無視したまま、

与党内からも補正予算が必要だととの声が上がる始

末です。これでは自分たちが出した予算案がまる

でだめだと認めているようなものです。

第二の問題は、地方交付税が不十分だというこ

とです。

政府は地方交付税を一兆円増額したと喧伝して

いますが、交付税の原資である国税が大幅に減

り、地方交付税の実際の増額は約四千百四十一億

円にとどまります。これは今よりも景気がよかつ

た平成十八年度の水準にも達していません。

第三の問題は、道路特定財源が実質的には一般

財源化されていないことです。

政府が新たに創設する地域活力基盤創造交付金

の使い道は、道路や道路関連事業に限定されてい

ます。介護、教育、医療などには使えない交付金

であり、地方にとつてはいまだ道路特定財源で

す。

地方にとつて地方財政関連の二法案がいかに大

切なものであるか十分承知しておりますが、政

府・与党がみずからだめだと言つておる予算案の

関連法案には賛成したくてもできません。

民主党は一刻も早く政権交代をなし遂げ、財政

力の弱い自治体に手厚く財源を配分する一括交付

金制度や財源保障機能をも強化した新たな財政調

整制度を創設することをお約束して、私の討論を

終わります。(拍手)

○赤松委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 私は、自由民主党及び公明党を

代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正す

る法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法

律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案であ

ります。

この法律案は、個人住民税の住宅ローン減税の

創設、ハイブリッド車など環境への負荷の少ない

自動車に係る自動車取得税の税率軽減措置の導入

など、急速に悪化する景気動向に対応する内容の

ほか、道路特定財源の一般財源化への対応などを

含んでおり、安心で活力ある経済社会の実現に資

するものとなつております。

これらの改正は、社会経済情勢の変化等を踏ま

え、国民生活に配慮した適かつ妥当なものと認められるものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案であります。

この法律案では、平成二十一年度分の地方交付税の総額として、既存の法定加算とは別枠の一兆円の加算等を通じて十五兆八千二百億円を確保することも、平成二十一年度及び平成二十ニ年度における措置として、地域雇用創出推進費を創設することとしております。これらの措置を通じて、地方公共団体が、みずから創意工夫により、雇用創出や地域の元気回復に向けた取り組みを行うための財源が確保されるものであります。

また、この法律案では、現行の地方公営企業等金融機関の仕組みを見直し、貸付業務の範囲を一般会計まで拡充することとしております。これは、地方公共団体より長年主張されてきた懸案でもあり、地方公共団体の財政基盤を強化し、自由度を高めるとともに、金融秩序の混乱の中での資金調達を補完するものとして高い意義があるものであります。

さらに、第三セクター等の抜本的な改革についてであります。第三セクター等の抜本的な改革につきましては、先送りをすることなく、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に向け、早期に取り組むことが極めて重要であります。この法律案により創設される地方債の特例を活用することにより、第三セクター等の抜本的な改革に集中的に取り組むことができるものと考えます。

地方の経済、雇用情勢は深刻であります。政府におかれましては、地域の元気回復、活性化を図るため、地方税財源の一層の充実確保に努めることを強く要請いたします。

以上のような理由により、二案に賛成の意を表すものであります。

つきましては、地方公共団体が一刻も早く両法律案が成立することを要望しておりますことを申し添えて、両法案に対する私の賛成討論を終わらせさせていただきます。(拍手)

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本地産党を代表して、地方交付税

法、地方税法等改正案に反対の討論を行います。まず、地方交付税法等改正案についてであります。

この法律案では、三位一体改革で削減した五兆一千億円の交付税額を復元、増額することにはなつております。

第一に、政府は特別枠で交付税額をふやしたことと、三案一体改革で削減した五兆一千億円の交付税額を復元、増額することにはなつております。

また、この法律案では、現行の地方公営企業等金融機関の仕組みを見直し、貸付業務の範囲を一般会計まで拡充することとしております。これは、地方公共団体より長年主張されてきた懸案でもあり、地方公共団体の財政基盤を強化し、自由度を高めるとともに、金融秩序の混乱の中での資金調達を補完するものとして高い意義があるものであります。

さらに、第三セクター等の抜本的な改革についてであります。第三セクター等の抜本的な改革につきましては、先送りをすることなく、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に向け、早期に取り組むことが極めて重要であります。この法律案により創設される地方債の特例を活用することにより、第三セクター等の抜本的な改革に集中的に取り組むことができるものと考えます。

地方の経済、雇用情勢は深刻であります。政府におかれましては、地域の元気回復、活性化を図るため、地方税財源の一層の充実確保に努めることを強く要請いたします。

以上のような理由により、二案に賛成の意を表すものであります。

つきましては、地方公共団体が一刻も早く両法律案が成立することを要望しておりますことを申し添えて、両法案に対する私の賛成討論を終わらせさせていただきます。(拍手)

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本地産党を代表して、地方交付税

で、交付税率を引き上げるときです。今まで一度も使われたことがないというこの規定を、今こそ実施すべきであります。

反対する理由は、大資産家優遇税制を延長、拡充していることです。上場株式等の配当、譲渡益課税は、二〇%から一〇%に減税されたままであります。この軽減措置を延長した上、配当所得基準をなくす優遇策は直ちに廃止すべきです。また、固定資産税の負担調整措置は、負担水準が高い土地ほど税の負担を上昇させる仕組みになつています。住民に連続増税を強いる仕組みの延長は、容認することができません。

また、雇用と景気が深刻化するもとで、例えば就学援助費が急増するなど住民の福祉や教育のため必要な財政需要はますますふえており、交付税の大額増額が求められています。

また、骨太方針二〇〇六に沿って、住民サービスを担うための人件費を初め、必要な経費を厳しく抑制し続けていることは容認できません。これが、地域に必要な単独事業を圧迫し、住民サービスの低下をもたらしているのであります。

鳩山総務大臣は、三位一体改革は失敗だったと認めながら、本法案は、三位一体改革や骨太方針を何ら是正するものではありません。

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場で討論を行います。

平成の大合併や三位一体の改革が国の財政再建のための改革、地方に行革を強いるための改革であります。この立場で討論を行います。

平成の大合併や三位一体の改革が国の財政再建のための改革、地方に行革を強いるための改革であります。この立場で討論を行います。

そこで、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場で討論を行います。

平成の大合併や三位一体の改革が国の財政再建のための改革、地方に行革を強いるための改革であります。この立場で討論を行います。

付税法第六条の三第二項に立ち戻るのが筋であるにもかかわらず、臨時財政対策債にツケ回されてしまいます。しかも、臨財債の償還自体が臨財債依存となつておらず、借金額のみやりくりは限界に来ています。

なお、地方公共団体金融機関の設置は、社民党が一貫して求めてきた自治体銀行につながるものであります。

反対する理由は、大資産家優遇税制を延長、拡充していることです。上場株式等の配当、譲渡益課税は、二〇%から一〇%に減税されたままであります。この軽減措置を延長した上、配当所得基準をなくす優遇策は直ちに廃止すべきです。また、固定資産税の負担調整措置は、負担水準が高い土地ほど税の負担を上昇させる仕組みになつています。住民に連続増税を強いる仕組みの延長は、容認することができません。

また、雇用と景気が深刻化するもとで、例えば就学援助費が急増するなど住民の福祉や教育のため必要な財政需要はますますふえており、交付税の大額増額が求められています。

また、骨太方針二〇〇六に沿って、住民サービスを担うための人件費を初め、必要な経費を厳しく抑制し続けていることは容認できません。これが、地域に必要な単独事業を圧迫し、住民サービスの低下をもたらしているのであります。

鳩山総務大臣は、三位一体改革は失敗だったと認めながら、本法案は、三位一体改革や骨太方針を何ら是正するものではありません。

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場で討論を行います。

そこで、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場で討論を行います。

〔報告書は附録に掲載〕

○赤松委員長 次に、地方自治及び地方税財政に

関する件について調査を進めます。この際、森山裕君外三名から、自由民主党、民
主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市
民連合の四会派共同提案による地方税財政基盤の
確立に関する件について決議すべしとの動議が提
出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。黄川田徹君。
○**黄川田委員** ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

地方税財政基盤の確立に関する件(案)
住民本位の分権型社会を実現するにふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が十分發揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含め、抜本的な見直しを検討すること。

に対する財政上の措置の在り方等の検討に当たつては、地方の参画の機会を保障するとともに、地方分権改革推進計画の作成に当たつては、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとするよう、最大限の配慮を払い、新たな地方分権一括法の早期制定を目指すこと。

立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差は正を図る観点に立つて、国と地方の税

ます。

源配分の見直しなどを通じ、可及的速やかに偏在度が小さく地方分権を支えるに足る地方税制の構築を図ること。

四 巨額の借入金が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、計画的に、地方財政

の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還について

ては、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五 本年四月からの地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に当たっては、各

地方公共団体における住民サービスの不適切な低下を招く事態とならないよう十分な配慮に努めること。

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
の全面施行に際し、各地方公共団体における
企業会計の慣行を参考とした地方公会計の整
備の促進を図ること。
（一）公会計の整備

右決議する
以上であります。

○赤松委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

採決いたします。

贊成者記五

〔費原著起〕
○赤松委員長 起立多數。よつて、本動議のとおり、地方税財政基盤の確立に関する件を本委員会

の決議とするに決しました。

ので、これを許します。鳩山総務大臣。
鳩山國務大臣　ただいま御決議のありました事項につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じますが、すばらしい内容だと思い

第一類第二号

総務委員会議録第六号

平成二十一年二月二十七日

平成二十一年三月十二日印刷

平成二十一年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A